



2024年8月6日

各 位

会 社 名 高砂熱学工業株式会社
(コード番号 1969 東証プライム)
代 表 者 役職名 代表取締役社長
氏 名 小島 和人
問合せ先責任者 役職名 取締役執行役員
財務・IR 統括部長
氏 名 森野 正敏
TEL (03) 6369—8215

株式報酬制度の継続に伴う第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役、国外居住者を除く。）、委任契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。）、委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。当社の取締役、執行役員および理事を併せて、以下「取締役等」という）および当社の連結子会社 3 社（TMES 株式会社、日本ピーマック株式会社およびヒューコス株式会社。以下「対象子会社」という。）の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。以下「対象子会社取締役」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続に伴い、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年8月28日
(2) 処分株式数	普通株式 268,800 株
(3) 処分価額	1 株につき 4,645 円
(4) 処分価額の総額	1,248,576,000 円
(5) 処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分子定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬 BIP 信託口)
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、本日開催の取締役会において、中期経営計画の達成に向けた取締役等の中長期の取組みや活動の結果を報酬に適切に反映し、さらなる企業価値向上に向けた動機づけとすることを目的として、本制度の継続および本自己株式処分について決議しました。

本自己株式処分は、本制度に対する金銭の追加拠出に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬BIP信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものです。

処分株数については、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等および対象子会社取締役に交付（信託内で当社株式の一部を換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭を給付することを含む。以下同じ。）を行うと見込まれる株式数の一部であり、その希薄化の規模は2024年3月31日現在の発行済株式総数70,239,402株に対し、0.38%（小数点第3位を四捨五入、2024年3月31日現在の総議決権個数663,942個に対する割合0.40%）と小規模なものです。

本自己株式処分により割当てられる当社株式は、株式交付規程に従い取締役等および対象子会社取締役に交付が行われるものであること、および株式市場への影響が軽微であることから、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

信託契約の概要

- | | |
|---------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等および対象子会社取締役に對するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等および対象子会社取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社および対象子会社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2018年8月9日 |
| ⑧ 信託の期間 | 2018年8月9日～2024年8月31日
（信託契約の変更により2027年8月31日まで延長予定） |
| ⑨ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額は最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の当社株式の終値である4,645円としています。

取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として合理的なものであると判断したためです。

なお、処分価額は、取締役会決議日の直前1か月間（2024年7月8日から2024年8月5日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である5,594円に83.04%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前3か月間（2024年5月7日から2024年8月5日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である5,764円に80.59%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前6か月間（2024年2月6日から2024年8月5日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である5,231円に88.80%を乗じた額です。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した当社の監査等委員である取締役全員（4名、うち3名は社外取締役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上